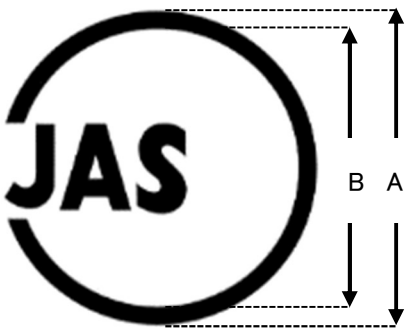
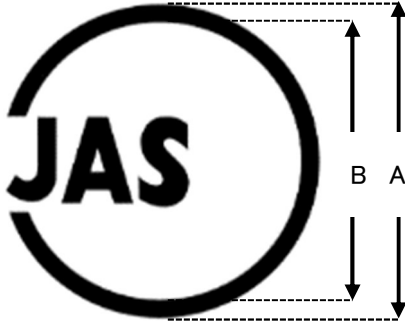


改正後	改正前
<p style="text-align: center;">フローリングの格付の表示の様式及び表示の方法</p> <p>1 適用範囲 この表示の様式及び表示の方法は、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条第1項及び第30条第1項の規定による認証を受けた取扱業者及び外国取扱業者が行うフローリングの格付の表示の様式及び表示の方法を規定する。</p> <p>2 引用規格 次に掲げる引用規格は、この基準に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。この引用規格は、その最新版を適用する。 <u>JAS 1073-1 フローリング—第1部：一般要求事項</u></p> <p>3 用語及び定義 この表示の様式及び表示の方法には、定義する用語はない。</p> <p>4 格付の表示の様式 格付の表示の様式は図1とし、次のa)～e)のとおりとする。</p> <div style="text-align: center;">  <p>認証機関名 認証番号</p> </div> <p style="text-align: center;">図1—格付の表示の様式</p> <p>a)～d) (略) e) 認証番号は、認証品質取扱業者及び認証品質外国取扱業者（“<u>認証品質取扱業者等</u>”という。以下同じ。）の認証番号を記載する。ただし、JAS 1073-1の簡条5の表示に従って、認証品質取扱業者等の氏名又は名称及び所在地を記載した場合は省略してよい。また、図1によらず、当該表</p>	<p style="text-align: center;">フローリングの格付の表示の様式及び表示の方法</p> <p>1 適用範囲 この表示の様式及び表示の方法は、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条第1項及び<u>同法</u>第30条第1項の規定による認証を受けた取扱業者及び外国取扱業者が行うフローリングの格付の表示の様式及び表示の方法を規定する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 格付の表示の様式 格付の表示の様式は図1とし、次のa)～d)のとおりとする。</p> <div style="text-align: center;">  <p>認証機関名</p> </div> <p style="text-align: center;">図1—格付の表示の様式</p> <p>a)～d) (略) (新設)</p>

示の近傍箇所に記載してもよい。

5 格付の表示の方法

各枚又は各こりに、格付の表示を在庫管理により使用数の管理が可能な証票、又は工場の建屋や床に固定され容易に移動できない印字機により、**JAS 1073-1** の**箇条 5** の表示事項と同一面で見やすい箇所に、明瞭に付さなければならない。

3 格付の表示の方法

各枚又は各こりの見やすい箇所に、付さなければならない。